

発議第6号

令和8年度「新道の駅」開業に向けての提言の提出について

標記の議案を別紙のとおり、遊佐町議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和8年7月1日提出

遊佐町議会

議長 高橋冠治殿

提出者 遊佐町議会議員 遊佐 亮太

賛成者 遊佐町議会議員 那須 正幸

同 土門 治明

同 沢谷 敏

同 伊原 ひとみ

(別 紙)

令和8年度「新道の駅」開業に向けての提言

遊佐町は令和4年12月に「遊佐パーキングエリアタウン（新道の駅）整備計画」を策定し、令和5年11月には指定管理候補者の公募・選定を終え、令和9年度初頭の開業を目指し、現在、本体工事の準備が進められている。

「新道の駅」開業による「道の駅を拠点とした町内全域の観光・ビジネス・交流の活性化」の目指す方向性を明らかにし、町民、議会、行政が一体となり、これから始まる起債償還等の財政負担の軽減に向けた取組みが必要である。

本提言が遊佐町議会の総意及び町民の民意をまとめたものとして認識され、「新道の駅」開業に向けて反映されるよう下記のとおり提案する。

記

(町内全域へ人の流れを誘引する仕組みづくり)

1. 「新道の駅」を拠点に、遊佐町特有の自然・観光資源・歴史的文化を活用した、町内全域へ人の流れを誘引する施策の構築や、交通インフラの整備を早急に進められたい。
2. 民間企業である指定管理候補者の知見を活用し「新道の駅」の賑わいを町内全域に波及させることにより、持続可能な遊佐町の実現を目指されたい。

(財政負担の軽減に向けて)

1. 「新道の駅」の損益により直接遊佐町への納税が発生する、町内に本店所在地を置く法人組織の設立も視野に入れた指定管理の実現を目指されたい。
2. 起債の償還は町民負担となることを踏まえ、指定管理事業者からの納付金に最低納付金額を設けるなど、償還財源の確保に努められたい。

(指定管理者基本協定策定にあたって)

1. 指定管理料は「新道の駅」の営業を維持するためのものではなく、施設の維持管理及び公共機能維持に限定した対価であり、飲食及び物販等の事業者提案による「独立採算の収益事業」と区分し、適正な金額となるよう定められたい。

2. 飲食及び物販等の事業者提案による「独立採算の収益事業」においては、無償賃貸ではなく、定期建物賃貸契約等の締結により指定管理事業者に対し床使用料等の負担を要請することが望ましい。

3. 町が負担する開業後の備品整備や修繕にあたっては、施設の維持管理及び公共機能維持のため不可欠なものに限定し、事業者提案による「独立採算の収益事業」に寄与するものは事業者の責任で行うよう定められたい。

令和8年7月1日

遊佐町議会議長 高 橋 冠 治

遊佐町長 松 永 裕 美 殿